

熊本県公報

第 1 2 6 4 7 号
平成 29 年 8 月 15 日 (火)
(毎 週 火 ・ 金 発 行)

目 次

告 示

- 平成 29 年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験…………… (市町村課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退…………… (高齢者支援課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3

公 告

- 特定調達契約の随意契約の相手方の決定…………… (税務課) 3
- 平成 29 年度熊本県クリーニング師試験の実施…………… (薬務衛生課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 9

登 載 依 頼

- 平成 29 年度第 1 回熊本県私立学校審議会の開催…………… (私立学校審議会) 9
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催…………… (社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局) 9

告 示

熊本県告示第 7 3 4 号

平成 29 年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の応募資格及び受付期間が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 応募資格（男女共通）
日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の者
- 2 受付期間（男女共通）
平成 29 年 7 月 1 日（土）から 9 月 8 日（金）までとする。
- 3 試験期日（男女共通）
平成 29 年 9 月 16 日（土）
- 4 試験場
受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 その他
上記試験以外の自衛官候補生募集は通年実施する。詳細については自衛隊熊本地方協力本部のホームページに掲載する。
- 6 連絡先の名称・位置等
(1) 各募集事務所

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒 8 6 0 - 0 0 4 7 熊本市西区春日二丁目 1 0 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟 3 階	0 9 6 - 2 9 7 - 2 0 5 1
熊本分駐所	〒 8 6 0 - 0 0 4 7 熊本市西区春日二丁目 1 0 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟 3 階	0 9 6 - 2 9 7 - 2 0 5 4

熊本募集案内所	〒 8 6 2 - 0 9 7 1 熊本市中央区大江三丁目 1 番 5 3 号 熊本第 2 合同庁舎 1 階	0 9 6 - 3 7 2 - 0 0 4 5
宇城募集案内所	〒 8 6 9 - 0 4 5 1 宇土市北段原町 1 5 番地 宇 土合同庁舎 2 階	0 9 6 4 - 2 3 - 2 0 4 7
玉名地域事務所	〒 8 6 5 - 0 0 1 6 玉名市岩崎 2 7 3 番地 玉名 合同庁舎 5 階	0 9 6 8 - 7 2 - 4 2 1 1
山鹿地域事務所	〒 8 6 1 - 0 5 0 1 山鹿市山鹿 4 1 7 番地	0 9 6 8 - 4 3 - 7 4 5 7
菊池分駐所	〒 8 6 1 - 1 3 0 6 菊池市大琳寺 2 3 9 番地 本 田ビル 2 階	0 9 6 8 - 2 4 - 2 7 7 2
八代出張所	〒 8 6 6 - 0 8 8 3 八代市松江町 5 2 6 番地 3	0 9 6 5 - 3 3 - 7 0 0 1
水俣地域事務所	〒 8 6 7 - 0 0 4 2 水俣市大園町 1 丁目 1 1 番 5 号 水俣商工会議所 2 階	0 9 6 6 - 6 3 - 5 8 6 3
人吉地域事務所	〒 8 6 8 - 0 0 0 8 人吉市中青井町 3 2 0 番地 1 3	0 9 6 6 - 2 2 - 4 7 0 4
天草駐在員事務所	〒 8 6 3 - 0 0 3 4 天草市浄南町 1 番地 1 3	0 9 6 9 - 2 2 - 3 3 4 9
阿蘇地域事務所	〒 8 6 9 - 2 6 1 2 阿蘇市一の宮町宮地 4 5 4 6 番地 3	0 9 6 7 - 2 2 - 4 5 7 5

(2) 自衛隊熊本地方協力本部ホームページアドレス
<http://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/>

熊本県告示第 7 3 5 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス ありんこルーム 水俣市初野 2 0 9 番地 1	一般社団法人こうらくえん 水俣市初野 2 0 9 番地 1 有村 直紀	平成 2 9 年 8 月 4 日	4 3 5 0 7 0 0 0 8 6	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 7 3 6 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 2 項の規定において準用する同法第 4 8 条の 6 第 2 項の規定により登録特定行為事業者から登録の辞退の届出があったので、同法附則第 2 0 条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日	サービスの種類
東央株式会社 熊本市中央区帯山七丁目 6 番 3 7 号	ヘルパーステーションすまいる 熊本市中央区帯山七丁目 6 番 3 6 号	4 3 1 1 0 0 2 6 1	平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日	訪問介護

熊本県告示第 7 3 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字簞瀬字家川内 157番2地先から 同所 157番2地先まで	179.9	防安交 (災害防除)

2 供用を開始する期日 平成 29 年 8 月 17 日

熊本県告示第 738 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	立野停車場線	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立野 1576番18地先から 同所 1596番4地先まで	前	4.5 ～ 15.5	368.0	防安交 (改築)
			後	11.3 ～ 22.0		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 8 月 15 日

熊本県告示第 739 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字尾園 5038番地先から 上益城郡御船町大字上野字上小谷 5327番1地先まで	前	6.1 ～ 10.4	66.6	災害復旧（迂回路工事）
			後	6.1 ～ 14.4		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 8 月 15 日

公 告

熊本県公告第 452 号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条の規定により、次のとおり公示する。

平成 29 年 8 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成 29 年度くまもと県税システム改修（自動車保有関係手続のワンストップサービス導入）業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局税務課
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年6月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
64,832,400円（うち消費税及び地方消費税の額4,802,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
特例政令第11条第1項第2号の規定による。

熊本県公告第453号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成29年度熊本県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成29年8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年10月29日（日）
受付時間 午前10時00分から午前10時30分まで
学科試験 午前10時50分から午前11時50分まで
実地試験 午後1時10分から
 - (2) 場所 株式会社シロヤパリガン（熊本市西区上熊本二丁目6番7号）
- 2 試験科目
 - (1) 学科試験
ア 衛生法規に関する知識
イ 公衆衛生に関する知識
ウ 洗濯物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験（洗濯物の処理に関する知識及び技能）
ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
イ 繊維の鑑別
ウ 薬品の鑑別
エ 長袖ワイシャツ電蒸アイロン仕上げ
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続等
 - (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
願書は、平成29年8月15日（火）から平成29年9月15日（金）まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する（ダウンロード可）。

なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（宛先を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号封筒（1部請求の場合））を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
 - (2) 提出書類
ア 願書
イ 履歴書
ウ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
卒業証書の写しの場合、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること（確認後、原本は返却する。）。
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）を提出すること。
エ 写真1枚
出願前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの（写真の裏に、受験希望者の氏名を記入すること。）

- (3) 受験手数料
受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。
- (4) 願書等の提出先
県内に住所を有する受験希望者にあつては、県内各保健所（熊本市保健所を含む。）へ提出すること。
また、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）へ提出すること。
- (5) 願書等を郵送で提出する場合
やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験申込」と朱書すること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、次のとおりとする。
ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。
イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替（普通為替）7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
- (6) 願書等の受付期間
平成29年8月21日（月）から平成29年9月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送による場合は、平成29年9月15日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。
- (7) 受験票の交付
受験票は、願書等の審査後、願書に記載された受験者の現住所へ送付する。
- 5 合格者の発表
平成29年11月15日（水）午前10時に、合格者の受験番号を熊本県庁本館1階ロビー及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。
また、合格者には合格通知書を送付する。
なお、電話による合格者の照会には一切応じない。
- 6 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所（熊本市保健所を含む。）又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（電話番号096-333-2245）に行うこと。
- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表後から平成29年12月15日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前8時30分から午後5時15分まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人のみ開示する。
- (3) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても、返還しない。

熊本県公告第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪2091番104
229.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1366番地1 プリートA棟101号
藤江 宏

熊本県公告第455号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年8月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
荒木 三和子	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字神部 8 3 1 番 ほか 2 4 筆
荒木 三和子	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字折敷町 2 9 9 番ほか 3 筆
中山 大吾	上益城郡嘉島町上仲間	上益城郡嘉島町大字上仲間字藪ノ内 1 2 0 4 番ほか 9 筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下 2 3 2 5 番
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字塘ノ外 6 7 1 番ほか 3 筆
田上 安幸	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字仁田子字土中 1 0 7 4 番ほか 9 筆
田中 晶弘	菊池市西寺	菊池市西寺字雷 1 1 0 4 番 1 ほか 2 筆
大家 裕司	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字昭栄 3 2 番
田上 邦博	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字古牟田 1 1 2 番
西川 啓三	玉名市大浜町	玉名市大浜町字末廣開 3 8 9 3 番 1 ほか 2 筆
坂門 博文	玉名市天水町小天	玉名市天水町竹崎字山下 9 0 6 番 1
田上 義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町鍋字北割 1 8 4 0 番 1
倉野尾 知弘	玉名市岱明町山下	玉名市岱明町高道字城ノ下 1 0 8 番 1 ほか 1 筆
倉野尾 知弘	玉名市岱明町山下	玉名市岱明町高道字城ノ下 9 9 番
倉野尾 英樹	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下 1 8 7 番 1 ほか 1 筆
倉野尾 英樹	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下 2 9 5 番 1
倉野尾 英樹	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下 2 0 8 番 3 ほか 4 筆
北川 忠久	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下 9 1 番ほか 4 筆
北川 忠久	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下 1 2 0 番 1 ほか 4 筆
小屋野 隆敏	玉名市岱明町庄山	玉名市岱明町高道字城ノ下 2 1 4 番 3 ほか 1 筆
田中 祐一	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中無田 4 6 番 1 ほか 3 筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字佐土原 2 8 8 番 2 ほか 1 筆
椎葉 眞喜	球磨郡錦町木上東	球磨郡相良村大字川辺字中高原 8 0 番 3 3
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字城ノ上 4 1 4 8 番 8 9 ほか 1 筆
西 義春	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内 3 9 8 6 番
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字城ノ上 4 1 4 8 番 3 4 ほか 2 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県公告第 4 5 6 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 8 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田中 浩伸	八代郡氷川町有佐	八代郡氷川町有佐字吉村 5 0 5 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津南	八代郡氷川町野津字東法道 6 2 4 番 1 ほか 1 2 筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津南	八代郡氷川町野津字北法道 8 8 6 番ほか 1 筆
埋田 雄一郎	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北法道 8 8 6 番ほか 1 筆
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町高塚字拾七 1 1 9 5 番 1 ほか 2 9 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 8 月 2 日

熊本県公告第 4 5 7 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 8 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町新田字船江 4 3 8 番ほか 4 7 筆
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町新田字江上 6 2 7 番ほか 8 筆
宇田 義生	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町新田字江上 6 2 7 番ほか 2 筆
中村 辰弘	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字式番割 2 3 2 番ほか 1 筆
井戸 浩徳	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町網道字壺壺番割 1 0 9 番ほか 1 筆
前村 茂夫	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町鹿島字来上 1 4 5 番 1 ほか 1 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 8 月 3 日

熊本県公告第 4 5 8 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 8 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
柳 良寛	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字森ノ下 4 9 0 1 番 3
山口 八三四	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字園山口 2 9 2 番 5
尾田 正	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開 5 2 0 7 番 1 5 4
花谷 雄治	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字丸山ノ前 2 4 7 番 2 ほか 4 筆

竹内 隆	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字土手附 1 3 7 番 1 2 7 ほか 1 3 筆
松本 亨	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字森ノ下 4 9 1 0 番 3 ほか 4 筆
渡邊 邦友	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字寒ノ平 5 6 8 0 番 ほか 6 筆
本田 亘	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字藏ノ前 3 6 1 番 2 ほか 9 筆
坂口 久子	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字丸山ノ前 2 3 9 番 2
永田 幸市	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中ノ手 2 0 7 6 番 1
久保 一男	天草市新和町碓石	天草市新和町小宮地字平良 2 0 5 2 番 ほか 3 筆
坂口 直	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字藏ノ前 3 2 6 番 2 ほか 4 筆
本崎 俊一	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字岩坪 6 9 0 0 番 1 ほか 6 筆
横山 楠雄	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字小平 3 6 8 4 番 1
山下 克雄	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字園山口 2 8 9 番 3 ほか 2 筆
松尾 良三	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字丸山ノ前 2 4 4 番 6
札元 勇起	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字本浦 5 2 番 ほか 4 筆
松下 一徳	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字上木場 7 1 7 7 番 ほか 2 筆
森岡 公人	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字樋ノ口 4 7 3 7 番 2
原田 正道	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字瀧ノ元 6 7 9 9 番 1 ほか 1 筆
松陵 纂	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字堤ノ前 1 5 1 8 番 ほか 2 筆
池田 幹雄	天草市亀場町亀川	天草市新和町中田字入江 2 2 8 8 番 1 ほか 1 筆
濱里 昭人	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字長染 7 4 6 番 1 ほか 3 筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字樋ノ河内 2 1 2 9 番 2 ほか 1 筆
吉田 俊貴	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田 1 7 9 3 番 1 0

2 申請年月日
平成 2 9 年 8 月 4 日

熊本県公告第 4 5 9 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 8 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原一丁目字上田原 9 1 9 番 1 ほか 2 0 筆
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原 1 7 9 0 番 5

- 2 申請年月日
平成 29 年 8 月 7 日

熊本県公告第 460 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 29 年 8 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人川北 夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊永 2 2 1 1 番

- 2 認可年月日
平成 29 年 8 月 8 日

登 載 依 頼

熊本県私立学校審議会公告第 1 号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 29 年 8 月 15 日

熊本県私立学校審議会

- 開催日時
平成 29 年 8 月 30 日（水）
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで（予定）
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階審議会室
- 議題
【諮問事項】
（1） 文徳高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（公開）
（2） 慶誠高等学校生活デザイン科の廃止認可について（公開）
（3） 慶誠高等学校ふくし科の廃止認可について（公開）
- 傍聴者の定員
5 人
- 傍聴手続
（1） 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課中高等班）
（096-333-2064）

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第 2 号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成 29 年 8 月 15 日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会 部会長 小川 全夫

- 開催日時
平成 29 年 8 月 23 日（水） 午後 3 時から午後 5 時まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園 28-5 1
ホテル熊本テルサ 3 階 たい樹
- 議題等（予定）
（1） 議題
ア 第 6 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の平成 28 年度取組実績等
について
イ 第 7 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（たたき台）について
ウ その他
（2） その他

4 傍聴者の定員
20人

5 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴の受付は、午後 2 時 30 分から午後 3 時まで会議の会場前において行い、部長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班）（電話：096-333-2215）